

(適用開始日：2026 年 10 月 1 日)

株式会社 日本カストディ銀行

当 座 勘 定 規 定

第 1 条 (当座勘定への受入れ)

当座勘定には、現金を受入れます。

第 2 条 (本人振込み)

- (1) 当社または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みがあった場合には、当社で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、他の金融機関を通じた小切手その他証券類による振込みについては、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- (2) 当座勘定への振込みについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第 3 条 (第三者振込み)

第三者が当社または他の金融機関を通じて当座勘定に振込みをした場合には、第 2 条と同様に取扱いします。

第 4 条 (受入証券類の不渡り)

- (1) 前 2 条によって他の金融機関を通じた小切手その他証券類による振込みがなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその振込みを受付けた店舗で返却します。ただし、第 3 条の場合の不渡証券類は振込みをした第三者に返却するものとします。
- (2) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第 5 条 (払戻し)

- (1) 当座勘定の払戻しは、届出または登録の印章により、当社所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法で行なってください。
- (2) 前項の払戻しにあたっては、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第 6 条 (手形、小切手用紙等)

- (1) 当社を支払場所とする為替手形を引き受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (2) 前項以外の手形または小切手については、当社はその支払をしません。
- (3) 払戻請求書は当社所定の様式を使用してください。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 ヶ月を経過した場合は返

却を求めることができないものとします。

- (5) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当社所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当社が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第7条（支払いの範囲）

呈示された払戻請求書等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当社はその支払義務を負いません。

第8条（支払いの選択）

同日に数件の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

第9条（過振り）

- (1) 第7条にかかわらず、当社の裁量により支払資金をこえて支払いをした場合には、当社からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- (2) 前項の不足金に対する損害金の割合は年14%（年365日の日割計算）とし、当社所定の方法によって計算します。
- (3) 第1項により当社が支払いをした後に当座勘定に受入れたまたは振り込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- (4) 第1項による不足金、及び第2項による損害金の支払いがない場合には、当社は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- (5) 第1項による不足金がある場合には、他の金融機関を通じて当座勘定に振り込まれている小切手その他証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第10条（手数料等の引落とし）

- (1) 当社が受け取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、第5条第1項の定めによらず、当座勘定からその金額を引き落とすことができるものとします。
- (2) 当座勘定から各種料金等の自動支払いをする場合には、当社所定の手続をしてください。

第11条（印鑑等の届出）

- (1) 当座勘定の取引に使用する印鑑または署名鑑は、当社所定の用紙を用い、あらかじめ当社に届け出てください。
- (2) 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑または署名鑑を前項と同様に届け出てください。

第12条（届出事項の変更）

- (1) 届出の印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに当社所定の方法で当社に届け出てください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当座勘定の開設の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。当座勘定の開設後も、この預金の取引にあたり、当社は法令で定める本人確認等の確認を行う場合があります。本項により当社が預金者について確認した事項に変更があったときには、直ちに当社所定の方法により届け出てください。

第13条（印鑑照合等）

- (1) 払戻請求書または諸届書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、その払戻請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 第1項の定めのほか、この規定の各条項に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

第14条（利息）

当座預金には利息をつけません。

第15条（残高の報告）

当座勘定の受払いまたは残高の照会があった場合には、当社所定の方法により報告します。

第16条（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第17条（取引の制限等）

- (1) 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第18条（解約等）

- (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) この当座勘定は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つ

にでも該当する場合には、当社はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当社が取引を継続することが不適切であると判断する場合には、当社は預金者に通知することなくこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

- ① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (3) 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当社が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。

第19条（取引終了後の処理）

- (1) この取引が終了した場合には、その終了前に記名押印された払戻請求書であっても、当社はその支払義務を負いません。
- (2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当社へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

第20条（準拠法、裁判管轄）

この預金取引の準拠法は日本法とし、第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

第21条（規定の改定等）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、改定できるものとします。
- (2) 前項の改定は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(適用開始日：2026 年 10 月 1 日)